

## 倫理綱領

障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援をすることが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理感をもって、専門的役割を自覚し、自ら使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳
2. 個人の尊厳
3. 人権の擁護
4. 社会への参加
5. 専門的な支援

### 職員行動指針

合同会社 re は職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するために、「合同会社 re 職員行動指針」を定め、法人内に示します。

合同会社 re のすべての職員は、この行動の指針の厳守に努めることとし、管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるように率先して実行に努めます。

#### 1. 社会的ルールの遵守（コンプライアンスの）徹底

関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

#### 2. 環境保全・安全衛生の推進

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

#### 3. 社会貢献の推進

地域に根差した法人であるために、社会貢献活動を行います。

#### 4. 人権の尊重

差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

#### 5. プライバシーの保護

プライバシーの保護に最大限の努力をします。

#### 6. 個人情報の保護と管理

個人情報の適正な取扱いを行います。

#### 7. 公正・公平な取引の推進

公正且つ公平で健全な取引を行います。

#### 8. 行政機関等との関係

自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

#### 9. 説明責任の徹底

利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

#### 10. 危機管理の徹底

常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。

#### 附則

1. この倫理綱領は、2019年3月24日に制定し、2019年4月1日から施行する。